

山梨地方最低賃金審議会
第3回 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

と き：令和6年10月29日
と ころ：山梨労働局3階会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 改正審議
 - (2) その他
- 3 閉 会

第3回 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 配席表 (10/29)

石垣委員 ○
今井委員 ○
門野委員 ○

公益委員

小林(賢)委員 ○
小林(正)委員 ○
三輪委員 ○

労働者側委員

使用者側委員

○加藤委員
○佐々木委員
○山岸委員

事務局

○篠原指導官
○小林基準部長
○鈴木室長

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業専門部会

令和6年10月29日

第3回 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（10/29）

審議資料目次

1 電気機械器具等製造業最低賃金改正状況

令和6年度 電気機械器具製造業最低賃金の改正状況

ランク	都道府県	地域別最低賃金(R06)				電気機械器具製造業最低賃金(R06)								
		時間額(円)	格差(東京=100)	引上額(円)B	引上率(%)	現行額(円)	改正額(円)	格差(大阪=100)	引上額(円)A	引上率(%)	部会結審日	04-05の引上げ額	地賃との差額	
A	東京	1163	100.0	50	4.49	-								
A	神奈川	1162	99.9	50	4.50	-								
A	大阪	1114	95.8	50	4.70	1068	1,127	100.0	59	5.5	R6/10/01	+74	+13	
A	愛知	1077	92.6	50	4.87	901								
A	千葉	1076	92.5	50	4.87	1055	1,105	98.1	50	4.7	R6/10/07	+42	+29	
A	埼玉	1078	92.7	50	4.86	1055	1,105	98.1	50	4.7	R6/09/24	+42	+27	
B	兵庫	1052	90.5	51	5.09	1002	1,053	93.4	51	5.1	R6/09/27	+41	+1	
B	京都	1058	91.0	50	4.96	1025						+39		
B	茨城	1005	86.4	52	5.46	1002						+41		
B	静岡	1034	88.9	50	5.08	997	1,042	92.5	45	4.5	R6/10/18	+33	+8	
B	富山	998	85.8	50	5.27	951						+41		
B	広島	1020	87.7	50	5.15	995						+42		
B	滋賀	1017	87.4	50	5.17	1003						+38		
B	栃木	1004	86.3	50	5.24	1008	1,056	93.7	48	4.8	R6/10/15	+37	+52	
B	群馬	985	84.7	50	5.35	1006	1,056	93.7	50	5.0	R6/10/25	+41	+71	
B	宮城	973	83.7	50	5.42	959	1,012	89.8	53	5.5	R6/10/09	+40	+39	
B	山梨	988	85.0	50	5.33	997						+38		
B	三重	1023	88.0	50	5.14	987	1,031	91.5	44	4.5	R6/10/21	+35	+8	
B	石川	984	84.6	51	5.47	963						+40		
B	福岡	992	85.3	51	5.42	1019	1,071	95.0	52	5.1	R6/10/07	+42	+79	
B	香川	970	83.4	52	5.66	982	1,030	91.4	48	4.9	R6/10/07	+40	+60	
B	岡山	982	84.4	50	5.36	974						+42		
B	福井	984	84.6	53	5.69	857								
B	奈良	986	84.8	50	5.34	891								
B	山口	979	84.2	51	5.50	986	1,032	91.6	46	4.7	R6/10/10	+38	+53	
B	長野	998	85.8	50	5.27	983						+38		
B	北海道	1010	86.8	50	5.21	997	1,049	93.1	52	5.2	R6/10/01	+42	+39	
B	岐阜	1001	86.1	51	5.37	965	改正の必要性なし					+36		
B	徳島	980	84.3	84	9.38	983	1,038	92.1	55	5.6	R6/10/17	+41	+58	
B	福島	955	82.1	55	6.11	880								
B	新潟	985	84.7	54	5.80	1005	改正の必要性なし					+40		
B	和歌山	980	84.3	51	5.49	-	-					-		
B	愛媛	956	82.2	59	6.58	987	1,038	92.1	51	5.2	R6/10/17	+40	+82	
B	島根	962	82.7	58	6.42	929						+47		
C	大分	954	82.0	55	6.12	941	996	88.4	55	5.8	R6/10/15	-16	+42	
C	熊本	952	81.9	54	6.01	940	996	88.4	56	6.0	R6/10/10	+44	+44	
C	山形	955	82.1	55	6.11	945	996	88.4	51	5.4	R6/10/21	+42	+41	
C	佐賀	956	82.2	56	6.22	943	996	88.4	53	5.6	R6/10/18	+43	+40	
C	長崎	953	81.9	55	6.12	864						±0		
C	岩手	952	81.9	59	6.61	917						+40		
C	高知	952	81.9	55	6.13	793						±0		
C	鳥取	957	82.3	57	6.33	906	963	85.5	57	6.3	R6/10/18	+47	+6	
C	秋田	951	81.8	54	6.02	930	958	85.0	28	3.0	R6/10/11	+39	+7	
C	鹿児島	953	81.9	56	6.24	842								
C	宮崎	952	81.9	55	6.13	831								
C	青森	953	81.9	55	6.12	927	968	85.9	41	4.4	R6/10/02	+39	+15	
C	沖縄	952	81.9	56	6.25	-	-					-		



令和6年10月29日

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 今井 幸一

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

石垣 千秋 今井 幸一 門野 圭司

労働者代表委員

小林 賢 小林 正博 三輪 茂樹

使用者代表委員

加藤 修央 佐々木 啓二 山岸 正宜

別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,047円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
専門部会	1	6年10月2日	1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	6年10月11日	1 改正（金額）審議
	3	6年10月29日	1 改正（金額）審議 2 結審（全会一致） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定 4 答申
本審	4	6年8月21日	○ 改正決定に係る諮問受理



令和6年10月29日

山梨労働局長
高西 盛登 殿

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け山梨労発基0821第3号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,047円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり